

診断書取得費用相当額の当社負担について

(保険金・給付金等をご請求されて、お支払いの対象とならなかったお客様の負担を軽減します)

当社では、個人保険、団体保険、財形保険の保険金・給付金等のご請求の際、当社所定の診断書をご提出いただいたにもかかわらず、お支払いの対象とならなかったお客様に、その取得費用相当金額として一律5,250円をお支払いする取扱いを、平成20年10月1日より開始しました。(注)

当社では、保険金・給付金等のご請求漏れを防止する観点から、お支払いの可能性がある場合には幅広くご案内するよう努めております。しかしながら、ご請求いただいたにもかかわらずお支払い要件に該当せず、保険金・給付金等をお支払いできない場合もあります。

本取扱いにより、お支払いの対象とならなかったお客様の診断書取得費用のご負担を軽減し、お客様にとってよりご請求いただきやすい環境を整えることで、お客様サービスのさらなる向上に努めてまいります。

(注) 診断書取得費用相当額のお支払いについては、当社所定の要件を満たす必要があります。